

社会教育の裾野の広がりと 社会教育人材に求められている役割について

令和5年5月26日（金）



文部科学省

社会教育人材に求められている役割（これまでの議論のまとめ）



文部科学省

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(平成30年12月21日中央教育審議会答申)

- (社会教育主事は)「学びのオーガナイザー」として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する極めて重要な役割を担う
- (社会教育士は)環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される
- 地域における課題解決の活動等に取り組む多様な人材が社会教育士を取得し、地域の様々な取組において活躍することが期待される

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～(令和4年8月)

- 公民館や地域学校協働活動推進員、学校教育における探究活動等への支援として社会教育士の活用促進、社会教育士をネットワーク化すること等による活躍機会の拡充
- 社会教育人材の量的な拡大や、様々な場面での社会教育士の配置・登用の促進
- 社会教育士の役割の明確化、社会教育士の称号付与要件など制度の在り方を含めた検討

次期教育振興基本計画について(令和5年3月8日中央教育審議会総会答申)

- オンライン化などによる社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備
- デジタル技術の進展などの現代的諸課題・他機関等との連携促進等といった観点を踏まえた社会教育主事講習・研修のアップデート
- 首長部局の行政職員や地域学校協働活動推進員に加え、NPO や企業等の多様な人材が社会教育士の称号を取得
- 社会教育人材のネットワーク化等の促進



今後の生涯学習・社会教育の振興方策(重点事項・具体策)について(令和5年3月8日第134回中央教育審議会総会 文部科学省報告資料)

- 一人一人の生活と地域づくりを支える「学びと実践」の機会と場を提供する「地域の学びと実践プラットフォーム」を打ち出し、「地域の学びと実践プラットフォーム」としての役割を、社会教育人材・社会教育施設が連携して担うこととしている。
- 主に、以下の社会教育人材に関する事項について、中央教育審議会生涯学習分科会において継続して専門的に議論・検討を行う。

- | | |
|----------------------|------------------------------------|
| ・社会教育主事及び社会教育士の役割 | ・現代的諸課題や他機関等との連携促進を踏まえた講習・研修内容の見直し |
| ・社会教育主事講習受講要件の緩和・明確化 | ・受講者のニーズに応じたコースの設置促進・受講定員の拡大 |
| ・民間資格等による科目代替の検討 | ・社会教育主事講習・養成課程の修了証書の在り方 |
- 等

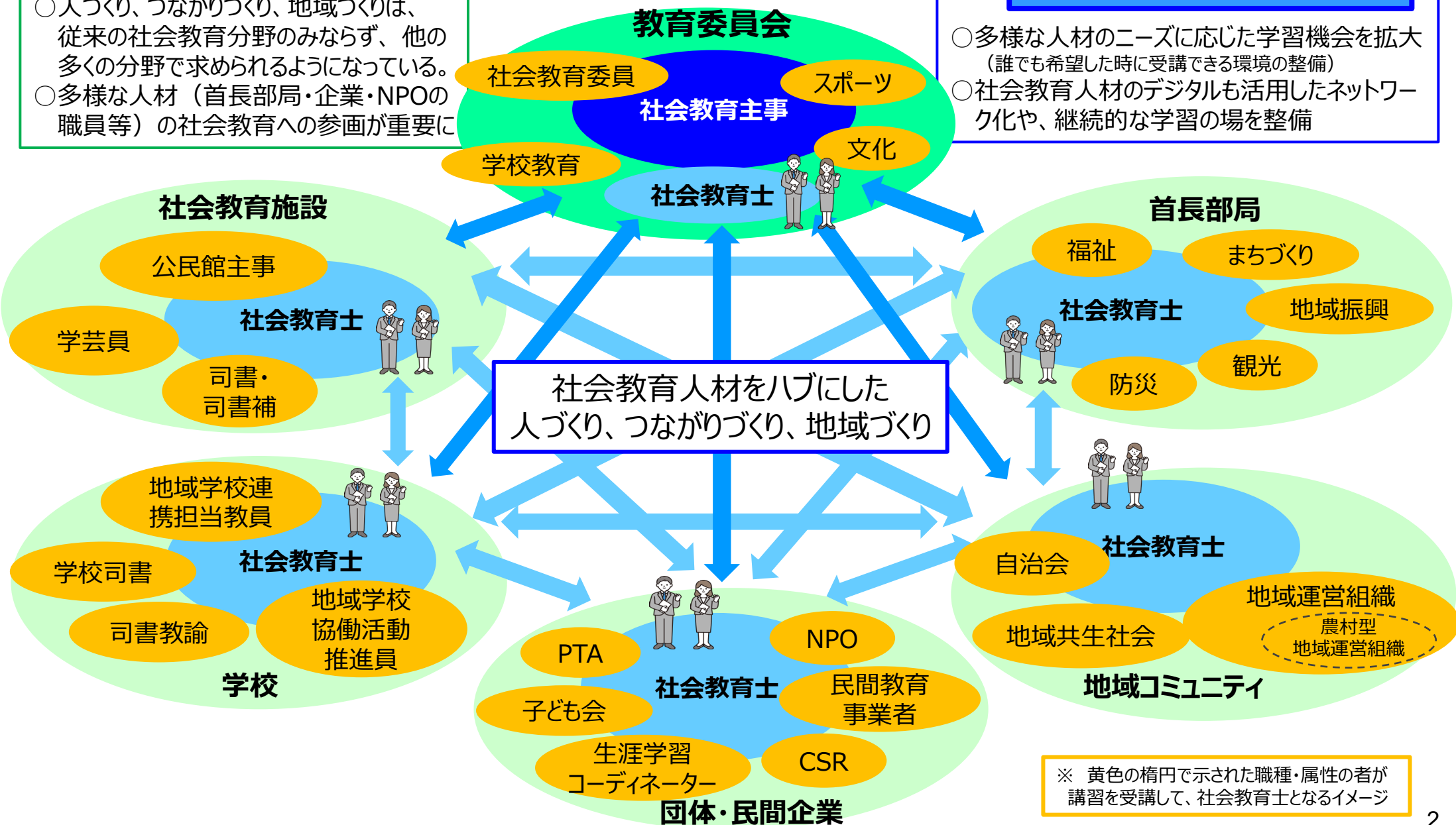
社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割

社会教育の裾野の広がり

- 人づくり、つながりづくり、地域づくりは、従来の社会教育分野のみならず、他の多くの分野で求められるようになってきている。
- 多様な人材（首長部局・企業・NPOの職員等）の社会教育への参画が重要に

社会教育人材がハブとしての役割を果たすために

- 多様な人材のニーズに応じた学習機会を拡大（誰でも希望した時に受講できる環境の整備）
- 社会教育人材のデジタルも活用したネットワーク化や、継続的な学習の場を整備



※ 黄色の楕円で示された職種・属性の者が講習を受講して、社会教育士となるイメージ

社会教育主事と社会教育士の役割や活動について

	社会教育主事	社会教育士
法令における規定	<p>(社会教育法第9条の2) 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。</p> <p>(社会教育法第9条の3) 社会教育を行う者に専門的技術的な助言指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。</p> <p>学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。</p>	<p>(社会教育主事講習等規程第8条) 修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。</p> <p>(社会教育主事講習等規程第11条) 修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。</p>
業務・活動内容	<p>教育委員会事務局が主催する社会教育事業・研修事業の企画・実施、社会教育施設・社会教育関係団体を実施する事業・活動に対する専門的な指導・助言を通じ、地域住民の学習活動の支援を行う。</p>	<p>公民館の職員等として社会教育行政の分野で活躍している例もあるが、他の分野における取組は、概ね社会教育士の各個人により、それぞれの所属や活動の場(首長部局、民間企業、NPO等)において、社会教育士としての専門性を活かした取組が行われている。</p>
人数	<p>1,451人 ※市町村における配置率36.1% (令和3年10月時点 出典:社会教育調査)</p>	<p>4,526人(令和4年度時点 出典:文科省調査)</p>
期待される役割	<p>【現在】 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通じ、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしている。</p> <p>【今後】 上記に加え、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体による関連する取組全体を踏まえながら、社会教育人材のネットワーク活用しつつ、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、地域課題解決に向けた取組全体をけん引する極めて重要な役割を担うことが期待される。</p> <p>さらに、地域の社会教育人材ネットワークを構築・活発化する役割も担う。</p>	<p>【現在】 社会教育士は、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される。</p> <p>【今後】 地域における様々な課題解決の活動等に取り組む多様な人材による社会教育士の称号の取得をより促進するとともに、社会教育主事や他の社会教育士とのネットワークを構築することで、社会教育士によって地域の様々な取組がより効果的に推進されるようになることが期待される。</p>
求められる能力・知見	<p>①人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力、②人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力、③人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力を発揮し、社会教育における学びと実践の活動を推進する力</p> <p>行政としての専門的知見(社会教育計画の策定、社会教育関係団体の育成、学習計画や学習内容の立案・編成に関わる知見など)</p>	<p>(それぞれの活躍の場において必要な専門的知見)</p>

多様な分野と社会教育(行政)をつなぐ
地域全体の学びのオーガナイザー

社会教育の専門性をつながりを
各分野で活かす学びのオーガナイザー

社会教育士の称号の取得・社会教育主事への任用の流れについて

大学に入学

社会教育主事講習の受講資格を満たす

- ①大学に2年以上在学し、62単位以上修得
- ②教育職員の普通免許状を所有
- ③2年以上社会教育主事補等の職にある 等
- ④4年以上学校で教諭や事務職員の職にある 等
- ⑤文部科学大臣が①～④と同等以上の資格を有すると認める者

令和元年度以前に
社会教育主事講習又は
社会教育主事養成課程を修了

社会教育主事養成課程
(6科目24単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(4単位)
- ・生涯学習支援論(4単位)
- ・社会教育経営論(4単位)
- ・社会教育特講(8単位)
- ・社会教育実習(1単位)
- ・社会教育演習・社会教育実習・
社会教育課題研究のうち1科目
以上(3単位)

社会教育主事講習(4科目8単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習概論(2単位)
- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)
- ・社会教育演習(2単位)

社会教育主事講習
(2科目4単位)を修了

(必要な科目と単位数)

- ・生涯学習支援論(2単位)
- ・社会教育経営論(2単位)

社会教育士(養成課程)の称号を取得

社会教育士(講習)の称号を取得

大学に二年以上在学し、
62単位以上修得
+
勤務経験(A)1年以上

大学に二年以上在学し、
62単位以上修得
+
勤務経験(A)3年以上

教育職員の普通免許状
+
勤務経験(B)5年以上

これらに相当する教養と
経験があると都道府県
教育委員会が認定

教育委員会からの発令により社会教育主事となる

勤務経験(A):社会教育主事補、司書、学芸員、その他文部科学大臣が指定する職や業務にあった期間

勤務経験(B):学校等の学長、校長、副校長、副学長、学部長、教授、教諭、事務職員 等

社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

学校図書館 × 社会教育士（埼玉県さいたま市）

学校図書館（司書）の役割・業務

- 学校図書館の運営に必要な専門的・技術的な職務
- 学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を教員等とともに進める

等

社会教育（士等）の視点

- 司書の専門性を活かし、**本を通じて**自校の生徒を地域の多様な人や施設・団体とつなげることで、地域と協働・連携することができる
- **学校図書館の機能を活かし**地域とつながることで、自校の生徒だけでなく貧困などの課題を抱える子供たちに本を届ける取組を推進できる

具体の取組・活動

- 公民館と連携して「ビブリオバトル」などの読書活動を実施することで、**中学生・高校生が、多様な年代と関わることができる場である公民館にあらためてつながる**（高校と公民館の連携、生徒の多世代交流の機会）
- ネットワークを生かして地域の**NPO活動等にも関わり、子供たちの居場所に本を届ける活動に参画**
- 本と人をつなげるために、**図書館関係者以外の人とのつながりづくり**を積極的に展開（Youtubeラジオなど）



防災行政 × 社会教育士（北海道恵庭市）

防災行政（職員）の役割・業務

- 自治体の防災計画等の策定
- 防災マニュアル（避難所運営マニュアル等）の作成・周知

等

社会教育（士等）の視点

- 災害時に、「行政がなんとかしてくれるだろう」ではなく、自分ごととして主体的に動いてもらうためには、**住民同士の学び合いの中で気づきを促す社会教育のノウハウや専門性を活用**することが効果的
- 地域のキーパーソンの発掘・育成など、**地域との関係性を高める**ことが重要

具体の取組・活動

- 地域全体で「共助」を**行動に移せるところまで理解してもらうため**、防災マニュアルの作成過程で、学習テーマを「避難所」、学ぶためのツールを「マニュアルづくり」とした**地域住民が参加する「防災学習会」を実施**（住民同士の協議が、「次はどうする？」と**自発的・発展的に展開するところまで促す**）
- **社会教育主事時代に築いた地域とのつながり・関係性を生かして**、既存の地域のラウンドテーブルの活用や新たな組織的な活動の構築、市民への効果的な情報伝達を実施



社会教育人材（社会教育士等）の活動事例

今後、社会教育施設や学校、行政、民間など様々な場で、地域の学びと実践をコーディネートする社会教育人材の活躍が期待される

農業・地域づくり × 社会教育（島根県安来市）

農村RMO(※)の役割・業務 (※農村型地域運営組織)

- 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う

社会教育（士等）の視点

- 主要産業である農業に加え、地域全体の活性化を図るためには、**農業関係者だけでなく、地域住民全体を巻き込んでいく必要がある**
- **地域運営組織にも農業関係者だけでなく、幅広い人材が必要**
- そのため地域住民の**話し合いの場を創出することが効果的**

具体の取組・活動

- **地域ビジョンの作成**に向けて、地域の主要産業である農業活性化についての**アンケートを全世帯で実施**
- 住民が中心となって話し合いを進めるにあたって、県からの**派遣社会教育主事がオブザーバーとなり、公民館と連携して、世代別・全世代のワークショップなどをコーディネート**
- 話し合いを通じて、**地域全体にビジョンが浸透。新しい人のつながりと新たな人材発掘・育成につながり、農村RMOにも幅広い人材が参画**



公民館 × 社会教育士（大阪府貝塚市）

公民館（主事）の役割・業務

- 地域住民の学習ニーズ等を踏まえた事業の企画・実施（講座の開設等）
- 公民館を活用して地域住民・団体等が行う活動の企画運営上の相談対応等

社会教育（士等）の視点

- 公民館を地域住民の**学び合いを通じた地域づくりの拠点**と捉え、公民館で実施する講座の参加者など**公民館利用者が、講座の中だけでなく生活の中でもつながれるよう地域との関わりを促す**ことが必要

具体の取組・活動

- 地域住民が参加してくれるのを待つのではなく、「出前講座」や「移動公民館」などの取組により**公民館が自ら出かけていくことで、地域との関わりを強化**
- 公民館職員だけでなく、講座参加者など公民館の**利用者にも、学校や地域に出かけてもらうため、社会教育施設の役割や意義を知ってもらう機会や実際の活動を共有**する場を設定
- 地域の多くの**団体やボランティア活動をつなぎ、支え、学ぶ場面を作る**ことにより、他者や地域に目を向け活動を広げていく機会を創出



- ① 社会教育人材の養成や活躍促進に関する基本的な方向性
 - 社会教育の裾野の広がり、社会教育人材が果たすべき役割
 - 社会教育主事と社会教育士の役割や活動

- ② 社会教育人材のニーズに応じた学習機会の拡大
 - 社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備
 - 大学の特色を生かした講習の更なる推進
 - 受講者の負担軽減に向けた取組の推進

- ③ 社会教育人材の資質・能力の更なる向上
 - 社会教育人材に必要な資質・能力を踏まえた講習内容の在り方
 - 継続的な学習機会の確保や学び直しの促進

- ④ 社会教育人材の多様な場での活躍促進
 - 社会教育人材の活躍の場の広がりを踏まえたネットワーク化等の推進
 - 社会教育主事の配置促進

- ⑤ その他社会教育人材の養成や活躍の促進に必要なこと

參考資料

生涯学習と社会教育

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（平成30年12月21日中央教育審議会答申）

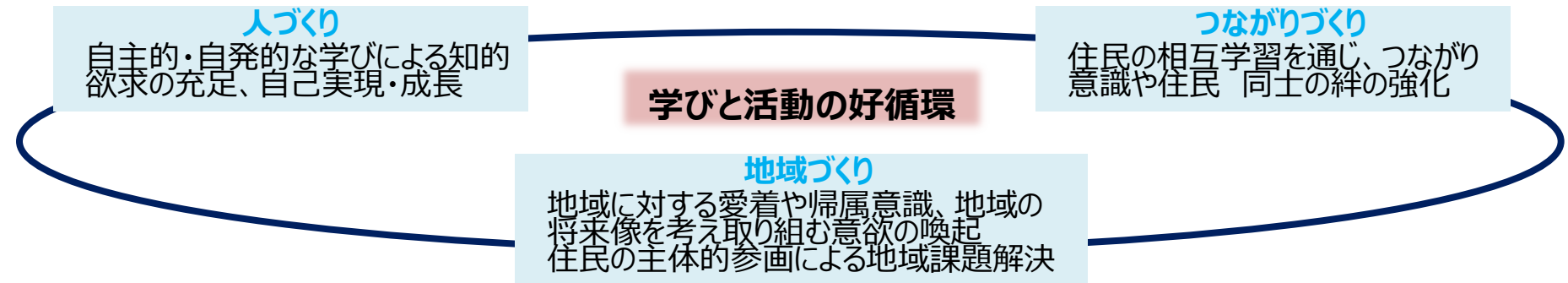
<地域における社会教育の目指すもの>

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組 等
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱 等
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



2. 新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化 する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化させる多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

- 社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化
⇒ 社会的包摂と、その実現を支える地域コミュニティが一層重要に
- 「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大
⇒ 社会人の学び直しをはじめとする生涯学習が一層重要に
特に、デジタルデバイド解消や、国民全体のデジタルリテラシー向上が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

2. 生涯学習・社会教育が果たしうる役割

- 生涯学習： 職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの
- 社会教育： 学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に

ウェルビーイングの実現

ウェルビーイング：「個人」の幸せ＋ 周囲の「場」のよい状態

＜生涯学習＞

「個人」の生涯にわたる
自己実現を図る学習

＜社会教育＞

学びを通じた「人づくり・
つながりづくり・地域づくり」

生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分

社会的包摂の実現

貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人、女性など、それぞれに学習ニーズがある

誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する

デジタル社会に対応

デジタルデバイド解消を含め、デジタルによる格差や分断のないデジタル化を実現する社会的要請

国民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す

地域コミュニティの基盤

リアル・オンラインの双方で、地域住民がつながる「場」として社会教育施設を活用し、共に学びあふ社会教育

+

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への地域住民の参画（学校と地域の連携）

「学び」を通じた、人と人とのつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤を安定させる

3. 今後の生涯学習・社会教育の振興方策

公民館等の社会教育施設の機能強化

- ・ 公民館等の役割を明確化（社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等）
- ・ リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進⇒ 地域コミュニティの基盤に
- ・ 公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-fi環境整備等）
- ・ デジタルデバイドの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒ 国民全体のデジタルリテラシー向上へ
- ・ 他機関との連携（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

社会教育人材の養成、活躍機会の拡充

- ・ 社会教育主事の配置を促進⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進
- ・ 社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大
- ・ 多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討（例：社会教育士の役割や称号付与要件の見直し等）
- ・ 社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）

地域と学校の連携・協働の推進

- ・ コミュニティ・スクールについて、十分な理解の下で全国的に導入を加速
- ・ 地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進
- ・ 保護者、PTA活動の経験者、NPOや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進
- ・ 部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、社会教育関係団体等と積極的に連携

リカレント教育の推進

- ・ 時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたリカレント教育を充実
- ・ ①大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、②社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進

多様な障害に対応した生涯学習の推進

- ・ 障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付ける
- ・ 障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進

- ・ 国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化
- ・ 国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進
- ・ 地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）

人材関係

重点事項（1）社会教育人材ネットワークの構築・展開による組織的な活用

具体策①：社会教育人材ネットワークの構築・展開

- 社会教育士の活躍促進や、社会教育士の横のつながりを強化するため、社会教育主事講習・養成課程の実施機関である大学等の協力も得ながら、社会教育人材のネットワークを構築・展開する。
- ネットワーク化の手法を調査・検討した上で、令和5年度中にネットワークを構築し、展開を図る。
- 研修情報の周知、イベントや個別相談対応への協力依頼等ネットワークを活用する。
- 対象者、活用方法等の詳細は、集約する情報の種類（氏名や属性等）や、集約の主体・手法等とあわせて検討する。また、ネットワークの自主的な活用や人材の確保の観点から、社会教育主事OBや社会教育主事養成課程の学生等の活用も検討する。
- ネットワークの構築・展開にあたっては、デジタルバッジ等の活用可能性もあわせて検討する。

具体策②：社会教育主事講習・社会教育主事養成課程における修了証書の在り方の検討

- 社会教育主事講習の場合、修了証書は各実施機関が発行しており、社会教育主事養成課程の場合、特段の定めはない。
- 社会教育士として活動しやすいよう、社会教育士であることを称する旨を記載するなど、修了証書の在り方を検討する。
- 検討にあたっては、社会教育士のネットワーク化の進展を踏まえるとともに、デジタルバッジ等の活用可能性もあわせて検討する。

工程表

※青枠：生涯学習分科会ワーキンググループにて継続検討を行う事項（詳細p.6）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策①	ネットワーク化の手法の調査・検討		社会教育人材ネットワークの構築・展開		ネットワークによる社会教育士の活用促進
具体策②	社会教育主事講習・社会教育士養成課程における修了証書の在り方の検討				検討を踏まえた制度改正・周知等

重点期間

具体策①：デジタル技術の進展を踏まえた社会教育主事講習等の内容の見直し

- 社会教育におけるデジタル技術の活用促進や、デジタルデバイドの解消を進めるため、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の講義内容にデジタル技術の進展を反映する。

具体策②：現代的諸課題や他機関等との連携促進を踏まえた社会教育主事講習等・研修内容の見直し

- 社会教育主事と社会教育士の役割分担も踏まえ、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程の在り方を整理した上で、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程に盛り込むべき内容と、研修で補うべき内容の精査を進めるとともに、現代的諸課題や多様なニーズに対応した学習内容の追加を検討する。
- 研修内容の見直しにあたり、デジタルバッジの活用等による履修証明等の導入可能性を検討する。

具体策③：社会教育士等への継続学習の機会の提供

- 社会教育主事や公民館、図書館等の職員に対する研修など、社会教育関係職員に対する研修のうち、社会教育士等の知見のアップデートに資するものについて、オンデマンド配信等を進める。その際、継続的な学習の機会が、相互に協力し合える人的つながりづくりの機会となるよう、社会教育人材ネットワークの活用も検討する。

工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月		
具体策①						
社会教育主事講習等の内容の見直しに係る通知の発出	講習実施機関における検討・対応		デジタル技術の進展を踏まえた社会教育主事講習等の実施			
具体策②	現代的諸課題や他機関等の連携促進をふまえた講習・研修内容の見直しの検討			検討を踏まえた制度改正・周知等		
具体策③						
社会教育関係職員に対する研修のオンデマンド配信についての関係機関との調整・周知	研修のオンデマンド配信による継続的な学修機会の提供		社会教育人材ネットワークの活用の検討			

重点事項（3）社会教育分野での人材確保

（社会教育主事の配置促進、公民館等への社会教育士の配置・登用の促進、公民館主事等の講習受講の促進等）

具体策①：社会教育主事の配置状況の分析・自治体への働きかけ

- 社会教育主事の配置状況を分析するとともに、必要に応じてヒアリングを実施することで、社会教育主事の配置に関する課題や、課題を乗り越えた優良事例を把握し、その横展開を図りながら社会教育主事が配置されていない自治体等へ社会教育主事の配置を働きかける。

具体策②：公民館主事や地域学校協働活動推進員等の専門性向上

- 社会教育士等の公民館への配置や地域学校協働活動推進員としての登用に関する課題を整理し、そうした課題を乗り越えた優良事例の横展開を図ることで、専門性の向上を促す。
- 社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備を進めるとともに、公民館主事や地域学校協働活動推進員、PTA、子ども会等の社会教育関係者等の社会教育主事講習の受講を推奨する。

工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月		
具体策①						
社会教育主事の配置状況の分析			社会教育主事の配置に向けた働きかけ			
具体策②						
社会教育士等の公民館への配置や地域学校協働活動推進員としての登用					公民館主事等の専門性向上に向けた更なる施策の検討	
公民館主事等の社会教育主事講習の受講推奨						

重点事項（４）地域振興分野等での人材確保 （地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習の受講促進等）

具体策①：首長部局における社会教育士の活躍促進など、首長部局とのタイアップの推進

- 社会教育マイスター（仮称）も活用し、首長部局に社会教育士制度を周知すること等により、社会教育士の首長部局での活躍を促進する。
- 社会教育人材ネットワークを活用し、社会教育人材の地域振興等の施策への協力を促進するとともに、首長部局から社会教育人材に対する施策や事業等への協力の働きかけを容易にする。
- 社会教育人材のネットワークを活用し、首長部局における社会教育士の活躍事例を、課題も含めて把握し、横展開を図る。

具体策②：首長部局等における社会教育主事講習の受講促進

- 首長部局の自治、農業、福祉等の関連施策と社会教育の連携強化を図るため、社会教育士の制度を首長部局等へ周知するとともに、社会教育との連携が重要な部局の職員に対し、社会教育主事講習の受講を推奨する。

工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降	
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月		
具体策①、②						
首長部局等に対する社会教育士制度の周知・社会教育士の活躍促進 （首長部局の職員等に対する社会教育主事講習の受講推奨など）					社会教育士のさらなる活躍の推進	
社会教育人材ネットワークの活用による社会教育士の活用促進						

重点事項（５）講習の受講機会の拡大等（受講者枠の拡大・オンライン化等）

具体策①：社会教育主事講習・司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習のオンライン化の推進

- 社会教育主事講習、司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習の受講やその手続きについて、希望する受講者がオンラインでの受講やその手続きができるよう、講師や受講者の間での双方向性の確保にも配慮した上で、講習実施機関にデジタル技術の活用を促す。
- 国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが実施する社会教育主事講習のオンライン化に向けた取組を行う。
- 社会教育主事講習既修了者（令和元年度以前の科目で社会教育主事講習を受講した者）が社会教育士の称号を取得するために追加的に受講する2科目（生涯学習支援論、社会教育経営論）について、講習のオンライン化等により受講しやすい環境の整備を図る。
- オンラインで全ての科目の受講が完了した受講者においても、具体的な事例の共有や協力依頼等ができる横のつながりを持つことが可能となるよう、社会教育人材ネットワークの活用も検討する。

具体策②：受講者のライフプランやニーズに応じたコースの設置促進・受講定員の拡大

- 働きながら夜間や休日に受講したい等の企業やNPO等で働く受講希望者の多様なニーズに応えるため、対面とオンデマンドの併用、夜間や休日中心の講座の開講、複数大学での受講等の取組を収集し、取組の横展開を図ることで、講習実施機関に対応を促す。
- 社会教育主事講習の受講ニーズの高まりを踏まえ、希望者を可能な限り受け入れられるよう、定員の増加や実施機関の拡大を促す。

具体策③：受講者の負担軽減や社会教育主事講習受講要件の明確化

- 生涯学習・社会教育に関する民間資格について、受講者の負担軽減の観点から、社会教育主事講習の科目代替の可否について検討を進める。
- 社会教育主事講習の受講要件に関し、社会教育に関する活動の経験者や海外大学卒業者の取り扱い等の明確化に向け、検討を進める。

工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策①	社会教育主事講習等のオンライン化の状況の調査				オンライン化にも対応した司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習の実施
	社会教育主事講習等のオンライン化が可能であることの明確化		社会教育主事講習のオンライン化に向けた試行		
	社会教育主事講習のオンライン化に向けた試行				オンライン化にも対応した社会教育主事講習の実施
具体策②	受講者のライフプランやニーズに応じたコースの設置促進・受講定員の拡大				
具体策③	社会教育主事講習受講要件の明確化や受講者の負担軽減に向けた検討				検討を踏まえた制度改正・周知等

横断的事項（社会教育人材関係）

具体策①：生涯学習分科会における社会教育人材に関する専門的な議論・検討の継続

- 生涯学習分科会において、社会教育人材に関する取組の実施状況を踏まえ、社会教育主事や社会教育士等のあり方も含め、社会教育人材に関するさらに専門的な議論・検討を行う。

具体策②：社会教育主事講習の名称変更の検討

- 社会教育主事・社会教育士の制度的な位置付けや社会教育士の更なる活躍促進等を総合的に勘案し、社会教育主事講習の名称変更を生涯学習分科会において検討いただく。

具体策③：社会教育の推進のための体制整備

- 国で社会教育を一層推進するための体制の検討・整備を進める。
- 優良事例の横展開にとどまらず、課題を抱える自治体に寄り添い、他自治体での課題の解決事例等を紹介しながら、実際に自治体で取組が進むようにアドバイスをすることが重要であることから、現行のCSマイスターの活動も踏まえながら、社会教育マイスター（仮称）を創設し、自治体の取組を個別に支援する。その際には、社会教育主事・社会教育士の活用なども含めて周知する。

具体策④：社会教育におけるEBPMの推進

- 社会教育に関する状況の迅速な把握や調査を横断したデータの連結や分析に向け、学校コードを参考にしつつ、社会教育施設コードの付与を含め、調査手法の改善を検討する。
- 社会教育人材や社会教育施設に関するものなど、様々な調査を横断したデータの連結や分析を踏まえ、必要な施策を推進する。

工程表

令和4年度中	令和5年度		令和6年度		令和7年度以降
	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	
具体策①、②	生涯学習分科会における社会教育人材に関する専門的な議論・検討				検討を踏まえた制度改正・周知等
	社会教育主事講習の名称変更の検討				
具体策③	必要に応じた制度改正等				
社会教育を一層推進するための体制の検討・整備					
具体策④	社会教育マイスター（仮称）の検討		社会教育マイスター（仮称）の創設及び自治体支援の展開		
	調査手法の改善に向けた検討		調査を横断したデータの連結や分析の実施、必要な施策の推進		

社会教育主事の職務と期待される役割

○社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会に置くこととされている専門的職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施及び専門的な助言と指導を通し、地域住民の学習活動の支援を行う。

<根拠法令> 【社会教育法第九条の二】 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

【社会教育法第九条の三】 社会教育主事は、社会教育を行うものに専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の営駅舎の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

<具体的な職務の例>

- ① 教育委員会事務局が主催する社会教育事業の企画・立案・実施
- ② 管内の社会教育施設が主催する事業に対する指導・助言
- ③ 社会教育関係団体の活動に対する助言・指導
- ④ 管内の社会教育行政職員等に対する研修事業の企画・実施

期待される役割

- 社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助すること。
- 「学びのオーガナイザー」(※)として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテーション能力等を発揮し、取組全体をけん引する中心的な役割を担うこと。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」
(平成30年12月 中央教育審議会答申)より

※学びのオーガナイザー：様々な主体を結び付け、地域の資源や各主体が有する強みを活かしながら、地域課題を「学び」に練上げ、課題解決に繋げていく人材。

「人々の暮らしと社会の発展に貢献する持続可能な社会教育システムの構築に向けて」
(平成29年3月 学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議 論点の整理)より

必要な資質・能力

- 人と人、組織と組織をつなぐコーディネート能力
- 人々の納得を引き出すプレゼンテーション能力
- 人々の力を引き出し、主体的な参画を促すファシリテーション能力

<養成のカリキュラムにおいて具体的に習得すべき能力>

- 生涯学習・社会教育の意義等、教育上の基礎的知識
- 地域課題や学習課題の把握・分析能力
- 社会教育行政の戦略的展開の視点に立った施策立案能力
- 多様な主体との連携・協働に向けたネットワーク構築能力
- 学習者の特性に応じてプログラムを構築する学習環境設計能力
- 地域住民の自主的・自発的な学習を促す学習支援能力

「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」
(平成29年8月 社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)より

➡ **社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の公布**
(平成30年文部科学省令第5号)、令和2年4月1日施行

社会教育主事講習の概要

文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施

①資格付与講習

新たに社会教育主事となりうる資格を得るために、4科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育演習)を開講

②一部科目指定講習

省令改正前に講習を修了した者等を主な対象として、新2科目(生涯学習支援論・社会教育経営論)のみを開講

令和5年度講習実施機関

①資格付与講習

	機関名	期間	受講定員(人)
1	北海道立生涯学習推進センター	7月6日～9月1日	95人
		10月28日～1月28日	
2	秋田大学	7月24日～8月18日	50人
3	東北大学	6月13日～8月8日	80人
4	宇都宮大学	7月24日～8月18日	80人
5	新潟大学	7月26日～8月21日	60人
6	福井大学	7月15日～10月23日	80人
7	静岡大学	7月25日～8月19日	40人
8	滋賀大学	7月15日～8月23日	50人
9	岡山大学	7月24日～8月10日	100人
10	広島大学	7月24日～8月21日	40人
11	島根大学	7月15日～1月21日	50人
12	香川大学	7月31日～8月25日	30人
13	九州大学	7月21日～8月12日	80人
14	熊本大学	7月1日～8月9日	40人
15	国立教育政策研究所	7月11日～8月30日	80人
		1月12日～2月16日	調整中

②一部科目指定講習

	機関名	期間	受講定員(人)
1	北海道立生涯学習推進センター	7月20日～8月8日	25人
		11月18日～1月6日	
2	北海学園大学	6月24日～8月6日	20人
		10月21日～12月3日	
3	宇都宮大学	7月15日～7月29日	20人
4	大東文化大学	10月5日～1月18日	30人
5	福井大学	7月25日～8月7日	20人
6	滋賀大学	7月15日～8月17日	20人
7	岡山大学	7月28日～8月9日	20人
8	九州大学	7月22日～8月12日	40人
9	熊本大学	8月10日～9月24日	20人
10	放送大学	9月1日～12月2日	50人

社会教育主事・司書・公民館職員に関する研修事業

○国立教育政策研究所社会教育実践研究センターと共催して実施しているもの

・公民館職員専門講座

公民館職員として必要な高度かつ専門的な知識・技術について研修を行い、地域の指導者的立場にある公民館職員としての力量を高める。

(参考 令和4年度)

「持続可能な地域社会の形成・維持に資する公民館」

- ・講座期間: 令和4年9月12日～9月16日
- ・受講対象: 公民館、公民館類似施設の館長及び職員、社会教育主事、生涯学習関連施設職員等の経験が1年以上あるもの
- ・受講者数: 58名

・図書館司書専門講座

司書として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる司書及び図書館経営の中核を担うリーダーとしての力量を高める。

(参考 令和5年度)

「ウェルビーイングの実現に向けて図書館が果たしうる役割」

- ・講座期間: 令和5年6月15日～6月28日
- ・受講対象: 図書館法第2条に規定する図書館に勤務する司書で、勤務経験がおおむね7年以上で指導者的立場にある者
- ・受講者数: 57名(令和4年度実績)

・社会教育主事専門講座

社会教育主事として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県の指導者的立場にある社会教育主事としての力量を高める。

(参考 令和4年度)

「あらゆる人々の活躍の推進に向けて～包摂的な社会教育施策の立案～」

- ・期間: 令和4年11月10日～11月15日
- ・対象: 勤務経験が2年以上の社会教育主事
- ・受講者数: 30名

○公募により委託して実施しているもの

・新任図書館長研修

新任の図書館長等に対し、図書館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、図書館を取り巻く社会の動向等について研修を行い、図書館運営の責任者としての力量を高めることを目的とする。

(参考 令和4年度)

- ・実施機関: 筑波大学
- ・開講形式: オンライン形式(全国に配信)
- ・講習期間: 令和4年8月30日～9月1日
- ・受講対象: 公立図書館の館長・副館長に就任して1年未満の者
- ・受講者数: 212名

・図書館地区別研修

情報化の進展など図書館に関する最新のテーマや地域における課題等について研修を行い、図書館における中堅の司書としての力量を高めることを目的とする。

(参考 令和4年度)

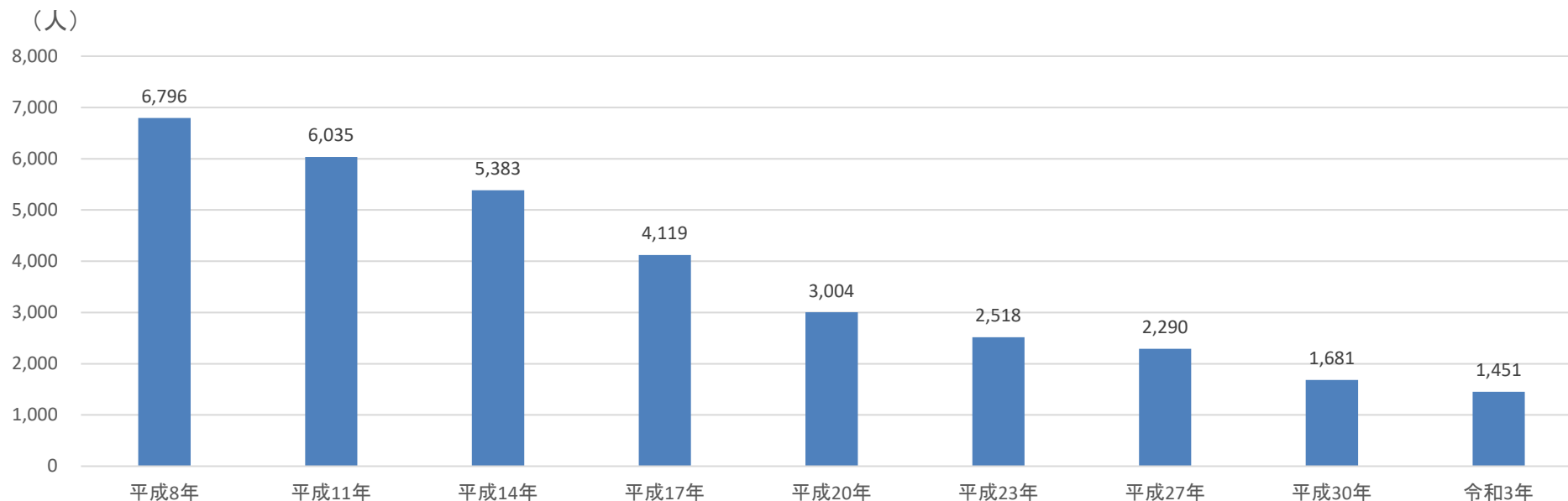
・受講機関、開講形式、講習機関は下表の通り

	実施機関名	講習期間	開講形式
1	宮城県教育委員会	11月16日～11月18日	対面・オンライン
2	茨城県教育委員会	11月29日～12月2日	対面
3	富山県教育委員会	11月15日～11月18日	対面・オンライン
4	大阪市教育委員会	1月24日～1月26日	対面・オンデマンド
5	徳島県教育委員会	12月6日～12月9日	対面・オンライン
6	沖縄県教育委員会	1月25日～1月27日	対面・オンライン

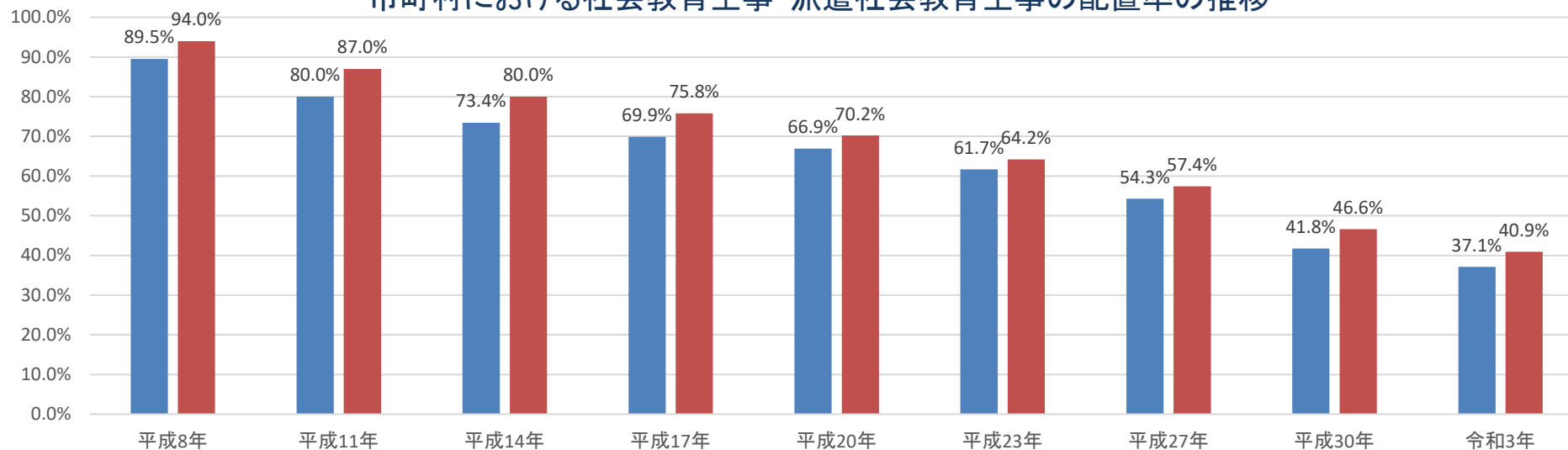
・受講者数: 794名(6機関合計)

都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移

都道府県・市町村教育委員会に置かれる社会教育主事の人数の推移



市町村における社会教育主事・派遣社会教育主事の配置率の推移



(出典) 社会教育調査

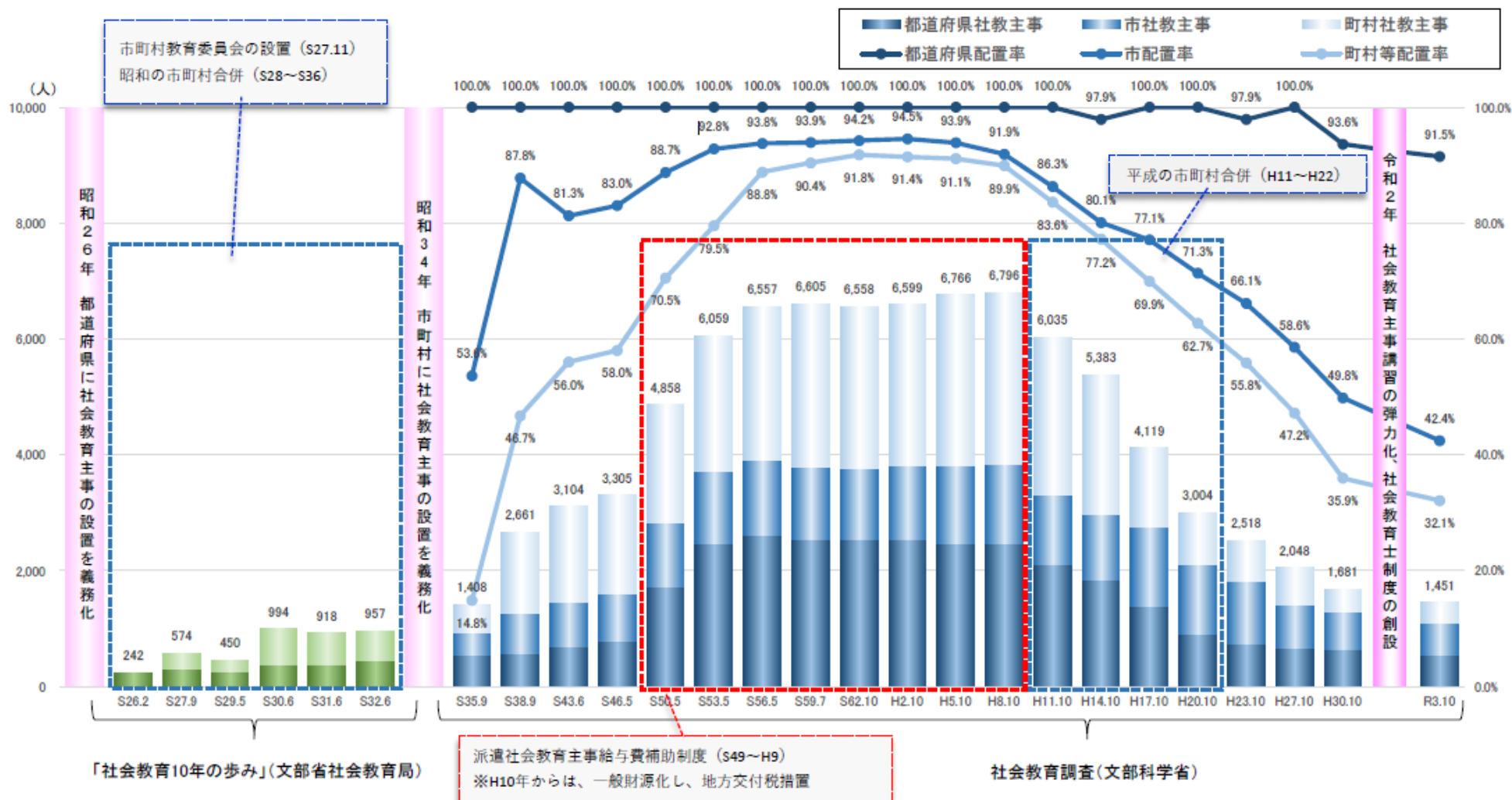
■ 配置率(社会教育主事のみ)

■ 配置率(派遣社会教育主事を含む)

〈1万人未満の町村を除く〉

社会教育主事の配置率の低下

都道府県・市町村教育委員会における社会教育主事配置状況



(注) 本資料は、「社会教育主事の減少と考える」(『社会教育』(通巻第766号)2010年4月全日本社会教育連合会)、「地域の生涯学習推進と指導者～社会教育主事の養成と登用を視点に～」(札幌国際大学 佐久間 章)の資料を基にして作成。

(出典) 「社会教育10年の歩み」(文部省社会教育局)、「社会教育調査」(文部科学省)

平成25年9月) 中央教育審議会生涯学習分科会 社会教育推進体制の在り方に関するワーキンググループにおける審議の整理

(社会教育主事の必置の必要性)

- 平成24年7月、全国市長会から、社会教育主事の必置義務の廃止の要望が提出されたが、社会教育行政が、今後とも地域住民の自主的な社会教育が円滑に実施されるよう環境情勢を図っていくためには、社会教育主事が関係施策の企画・立案や事業推進におけるコーディネート等の役割を果たしていくことが重要であり、引き続き必置を原則とすることが望ましい

(社会教育主事資格の活用)

- 社会教育主事講習で学んだ知識や社会教育主事としての経験は幅広く活用することが可能
 - ・首長部局への配置による他の行政分野との連携・協力の円滑化
 - ・社会教育主事経験者や有資格者のキャリアパスの構築
- 他の分野において社会教育主事資格の有用性が認知され、汎用化が図られるよう、社会教育主事資格が社会教育に関する専門的な資質・能力を保障するものとして認知される仕組みについての検討が必要
- 「社会教育士」、「地域教育士」という資格を民間レベルで創設し、それらの資格を有する人に社会教育行政以外の様々な場面で活躍してもらうことを容易に

平成29年8月) 社会教育主事養成等の改善・充実にに関する検討会 社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について

(社会教育主事資格の活用について)

- 社会教育主事として発令を受けずとも社会の各分野で教育活動に携わり活躍できることが望ましい。
- 社会の各分野で社会教育主事有資格者が活躍することは、社会全体における学習の充実と質の向上につながるとともに、多様な社会教育関係者と共に学ぶことは、社会教育主事の資質・能力の養成を図る観点からも有意義であることから、今後、社会教育主事講習の実施に支障がない範囲で社会教育活動に携わる受講希望者を受け入れ
- 社会教育主事講習と社会教育主事養成課程の修了者については、「社会教育士(仮称)」の称号を付与することを検討(平成32年4月目途新制度に移行)

「社会教育士」創設までの主な議論②

平成30年2月28日公布) 社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令 (平成30年文部科学省令第5号)

(社会教育士の称号付与の趣旨及び概要)

- 社会教育主事講習等規程の改正においては、講習及び養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができる

■ 社会教育主事講習等規程 (抄)

第8条第3項 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。
第11条第3項 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

(社会教育士に期待される役割)

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。

平成30年12月21日) 中央教育審議会答申 人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

- (社会教育主事は) 「学びのオーガナイザー」として、社会教育行政のみならず、地域における多様な主体の地域課題解決の取組においても、コーディネート能力やファシリテート能力等を発揮し、取組全体をけん引する極めて重要な役割を担う
- (社会教育士は) 環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに関する活動に積極的に携わっていくことが期待される
- 地域における課題解決の活動等に取り組む多様な人材が社会教育士を取得し、地域の様々な取組において活躍することが期待される

令和2年4月1日 (改正) 社会教育主事講習等規程の施行

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令 (令和2年4月施行)

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習	4
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	(必修)



科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習	3
社会教育実習	(選択)
社会教育課題研究	(必修)

<計24単位>

3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項, 第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

施行期日等

- この省令は、令和2年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。

「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に活かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

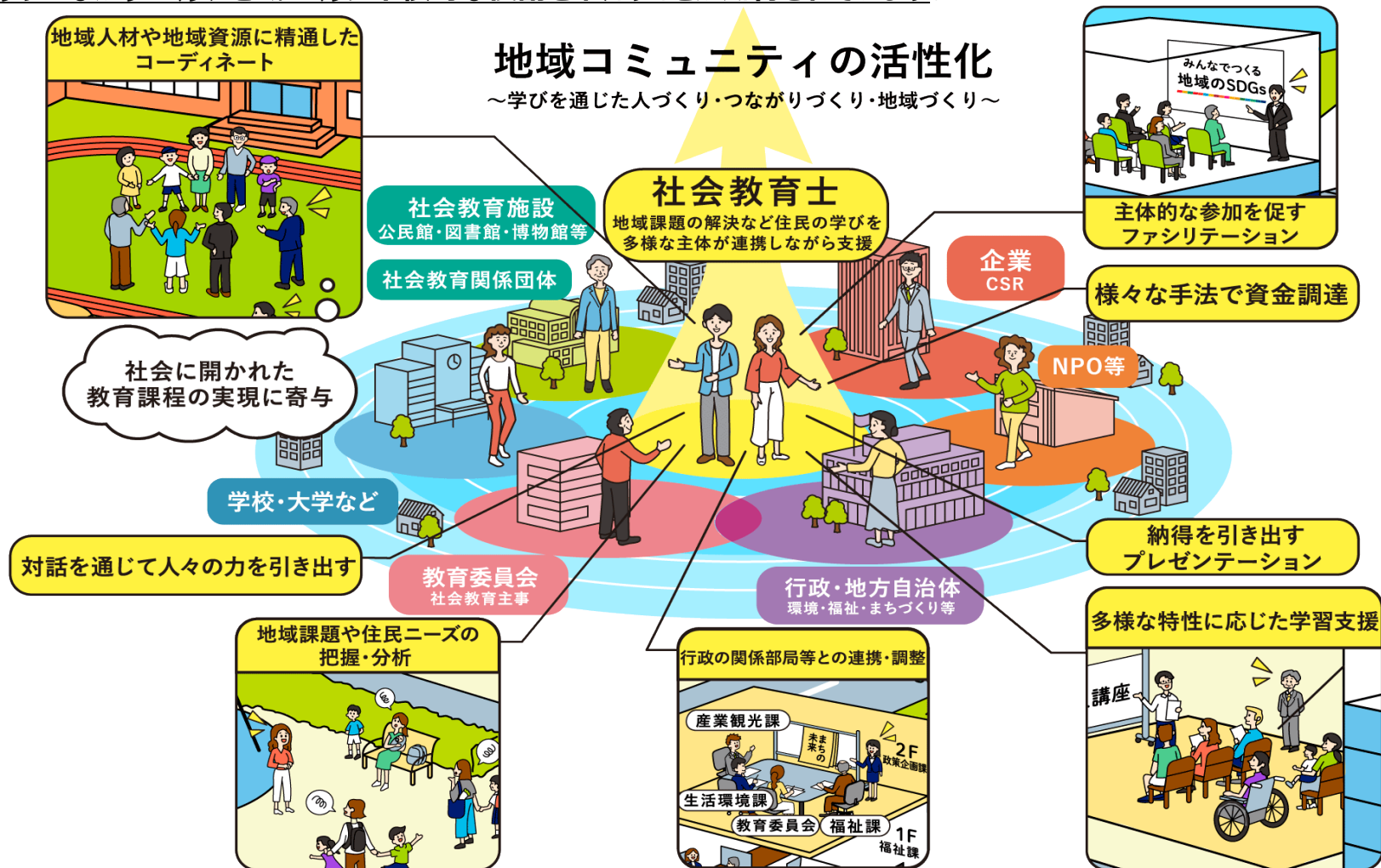
これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	3,438人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,088人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	4,526人

「社会教育士」について

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



社会教育士に関する記述のある方針・議論のまとめ等

●デジタル田園都市国家構想基本方針 ～抜粋～ 令和4年6月7日閣議決定

社会教育を基盤とした地域活性化

- 社会教育主事などの社会教育人材のICT活用スキルを向上させ、民間などの多様な主体と連携し、デジタル社会に対応する地域人材を育成し、活用する取組を促進するとともに、社会教育士のデジタル社会の幅広い分野での活躍を促進する。

●「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

令和3年1月26日中央教育審議会

9. Society5.0時代における教師及び教職員組織の在り方について ～抜粋～

(3) 多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

- 教師、事務職員等が社会教育士の称号を取得し、地域の教育資源を有効に活用して、「社会に開かれた教育課程」をより効果的に実現する学校教育活動を行うことや、公民館主事や地域学校協働活動推進員等が社会教育士の称号を取得し、学校と連携して魅力的な教育活動を企画・実施することなど、様々な場面での活用が考えられる。

●コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ

～学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた対話と信頼に基づく学校運営の実現～ 令和4年3月14日コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議

第4章 コミュニティ・スクール推進のための国の方策 ～抜粋～

地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動において中核的な役割を担う地域学校協働活動推進員がその役割を十分に担えるよう、制度的な位置付けや社会教育士制度の活用等について、更なる検討が期待される。

●障害者の生涯学習の推進を担う人材育成の在り方検討会議論のまとめ (令和4年3月 障害者の生涯学習推進を担う人材育成の在り方検討会)

(3) 障害者の生涯学習推進を担う人材を育成・確保するための方策

③ 社会教育士制度等を活用した関連領域の担い手育成

- 社会教育主事講習や、都道府県や市区町村が実施する社会教育関係職員向けの研修等に、社会福祉協議会職員や障害福祉サービス事業所職員等が参加する機会を充実させるなどして、関連領域の担い手を育成することも重要である。

社会教育主事資格・社会教育士称号の取得者向けアンケート結果（抜粋）

1. アンケートの結果概要

- ・期 間：令和4年5月17日(火)～5月27日(金)
- ・対象者：R2、R3年度社会教育主事資格・社会教育士称号を取得した方
- ・依頼先：社会教育主事講習の実施機関 15機関(14大学+1機関) * R2、R3年度実施機関
養成課程実施機関 4機関(抽出)
- ・回答者数：781人 / 1,864人 中

1. 資格取得方法

社会教育主事講習 (4科目8単位)	696
大学養成課程 (6科目24単位)	12
令和元年度以前に大学の 養成課程で任用資格を取得し、 令和2年度以降に新たに 社会教育主事講習を受講	71

2. 年齢

(単位:人)

20代	95
30代	214
40代	275
50代	150
60代	39
70代以上	6

3. 社会教育主事として活動していますか。

はい	254
いいえ	524

※40代が35.3%と最も多く、次いで30代(27.5%)、50代(19.3%)の順に多い。
※社会教育主事として活動している人の割合は回答者全体の32.6%、

4. 社会教育士の称号を活かした活動をしていますか。
 ※()内の数字には社会教育主事は含まない。

はい	341(207)
いいえ	430(312)

6. 社会教育主事・社会教育士の称号を取得した後、資格等の保有者とのネットワークがほしいという希望はありますか。

はい	575
いいえ	193

5. 「はい」と回答した場合は、どのような分野で活動していますか。
 ※()内の数字には社会教育主事は含まない。

教育	239(131)
まちづくり	81(50)
福祉	10(8)
防災	5(2)
その他	23(16)

7. 社会教育主事・社会教育士の資格等を取
 得した後、継続学習の機会がほしいという希望
 はありますか。

はい	575
いいえ	196

○記述式回答：主な回答のみ

その他、社会教育士等への意見について

○社会教育士について

- ・地域や社会はもちろん、学校現場等への認知度をあげてほしい。
- ・社会教育主事の配置を充実させてほしい。
- ・活躍できる場を提供してほしい。
- ・キャリアパスを示してほしい。

○社会教育主事講習について

- ・講習終了後に証明書やバッチなど身分を証明するものがほしい。
- ・オンライン講座はありがたい。

様々な社会教育人材の活動・役割①



場	職名	根拠法令、目的、役割、活動など
教育委員会	社会教育委員	社会教育法第15条に基づき、教育委員会が委嘱する。社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案、教育委員会の諮問への意見、研究調査の実施、青少年教育に関する特定の事項についての助言と指導を行う。(R3 18,951人)
社会教育施設	公民館主事	社会教育法第27条に基づき、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる職員。多様化、高度化する地域住民の学習ニーズ等に的確に応えるべく、 <u>公民館事業の実施(講座の開設、展示会の開催等)に当たるほか、地域住民又は各種団体が、公民館の施設・設備を利用して各種の教育的事業・行事を実施するにあたり、その企画運営上の相談に応じる。社会教育主事任用資格を公民館主事任用のための資格要件としている地方公共団体もある。</u> (R3 11,448人)
	司書	図書館法第4条、第13条に基づき、公立図書館におかれる専門的職員。図書館資料の収集、整理、保存、提供をはじめ、読書会等の開催、他の図書館などの社会教育施設や学校との連携・協力を行う。子どもの読書活動の推進に当たっては、 <u>司書や学校司書が社会教育士の称号を得て、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核として活躍することも期待されている。</u> (R3 21,520人)
	学芸員	博物館法第4条に基づき、博物館に置かれる専門的職員であり、 <u>博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。地域の文化資源の保存や展示を通じた地域振興などの役割も期待され、様々な主体との連携も求められている。</u> (R3 9,036人(類似施設の学芸員も含む。))
学校	地域学校協働活動推進員	社会教育法第9条に基づき、 <u>地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。</u> (R4 11,380人 ※地域コーディネーター等を含めた場合 R4 32,954人)
	学校司書	学校図書館法第6条に基づき、司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、学校図書館の利用の一層の促進に資するため、 <u>学校司書を置くように努めることとされている。学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進める。子どもの読書活動の推進に当たっては、司書や学校司書が社会教育士の称号を得て、地域の様々な場所で生涯学習社会の中核として活躍することも期待されている。</u> (R2 24,392人)
	司書教諭	学校図書館法第5条に基づき、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、 <u>司書教諭を置くこととされている。司書教諭は、学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画等の立案に従事するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法等について積極的に他の教員に助言することが期待されている。</u> (発令学校数 R2 25,493校)
	地域連携担当教員	各学校に地域連携に携わる教員を「地域連携教員」として設置することにより、 <u>学校と地域が連携した教育活動を、生涯学習・社会教育の観点から効果的・効率的に展開することを目的とする。学校と地域が連携した取組の充実、総合調整、情報収集に関することを業務として行う。</u> (栃木県では指名に当たり、社会教育主事の資格を有する者を要件の一つとしている。)

様々な社会教育人材の活動・役割②

場	職名	根拠法令、目的、役割、活動など
民間企業・団体	社会教育関係団体	PTAや子ども会など、社会教育法第10条に基づき、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体。
	生涯学習コーディネーター	一般財団法人社会通信教育協会が主催する研修を修了し、認定を受けた者。コーディネート能力、課題解決能力、レジリエンス能力、ファシリテーション能力等を身に付けた人材として、学習の成果を生かして地域の課題解決、活性化に寄与することを目的に養成。(R5 5,871人)
	民間企業	①企業のCSR事業の一環として、 <u>自社のノウハウや強みを活かしながら、少子高齢化、過疎化などの地域課題や行政ニーズに応える活動を実施。</u> ②民間教育事業者においても、 <u>行政機関と連携して、社会教育施設等における教育機会を提供している。</u>
地域コミュニティ	自治会	一定の区域を単位として、その地域に住む住民同士が助け合い、 <u>地域課題の解決に取り組むことにより、住みやすい地域社会の形成に資することを目的に、自主的に組織される団体。</u>
	地域運営組織	地域の暮らしを守るため、 <u>地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。</u>
	農村型地域運営組織(農村RMO)	<u>複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。地域運営組織の一形態。</u>
市町村	重層的支援体制整備事業	市町村が、 <u>地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、市町村による断らない相談支援体制、社会とのつながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施。</u> 令和2年の社会福祉法の改正により、令和3年4月から開始。

⇒ 上記①②のいずれの職種・属性でも、社会教育の専門性とながら(ネットワーク)を活かせば、それぞれの活躍の場における活動をより効果的に行うことが期待できる。

地域コミュニティに着目した他省庁の施策

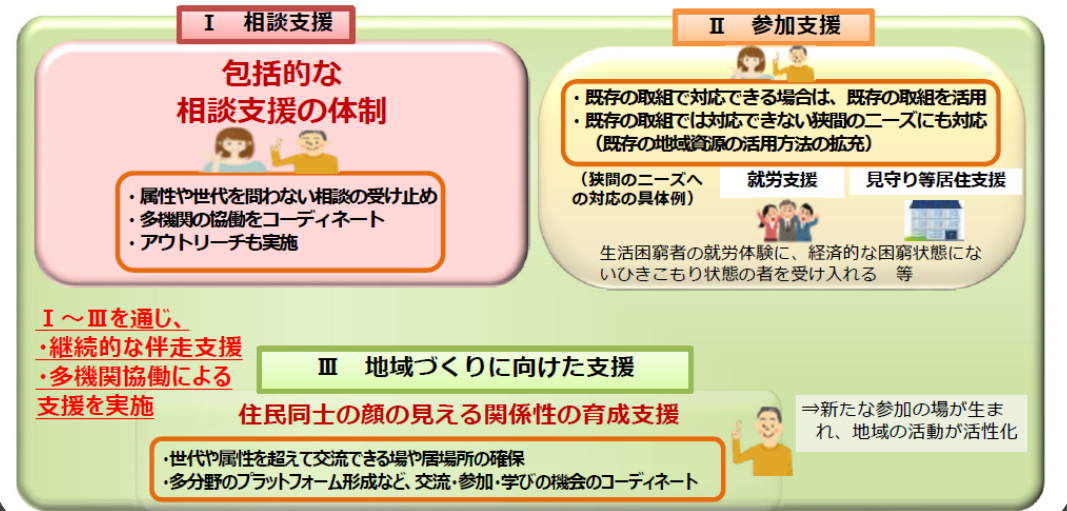
農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業（農林水産省）

・中山間地域において、複数の農村集落の機能を補完する「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成により地域で支え合うむらづくりを推進するため、農村RMOを目指してむらづくり協議会等が行う実証事業等の取組や協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組に対する支援を実施



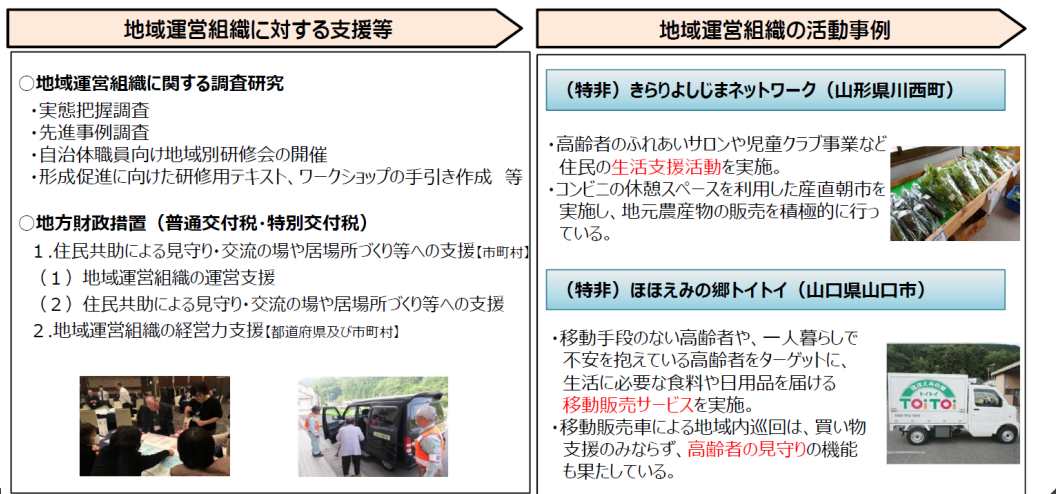
重層的支援体制整備事業（厚生労働省）

・市町村が、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、Ⅰ 相談支援（市町村による断らない相談支援体制）、Ⅱ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設 ※令和2年社会福祉法の改正により、令和3年4月から開始



地域運営組織の形成・運営（総務省）

・地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。



「小さな拠点」の形成支援（内閣府）

・人口減少や少子高齢化が著しい中山間地域等でも安心して暮らし続けられるよう、地域住民自らが主役となり、地方公共団体やNPOなどの各種団体と協力して生活サービスを確保するための取組である「小さな拠点」づくりを推進。

